

鈴木 秀人
総合安全推進部

末廣 英樹
品質保証部
システム推進グループ

中尾 涉
経営戦略統括部
人事人材グループ

秦 俊道
経営戦略統括部
人事人材グループ

志水 良行
コーポレートコミュニケーション統括部
コンプライアンスグループ



「オープン・フェア・ベスト」を合言葉に活動しています。

コンプライアンス方針

法令と倫理を守ること(コンプライアンス)は、企業に課せられた最も基本的な社会的責任です。

日東電工グループは、新しい価値を創造し、良き企業市民として社会の健全な発展に貢献していきたいと考えています。

法令倫理遵守ガイドライン

1. 社会とともに

- ・企業は社会とともに生きなければなりません。
- ・法令と倫理を守るとは企業に課せられた社会責任です。これを前提に各地域・各国の文化を尊重し、良き企業市民として当社と社会の双方の利益を図りつつ社会の健全な発展に貢献しなければなりません。
- ・また、私たちは技術立社の考え方に立ち、新製品・新技術の開発に努め、技術の創造を通じて社会や地球環境の保護に貢献します。

2. 基本行動

- ・当社の経営理念・行動基準および社長方針「オープン・フェア・ベスト」(以下「オープン・フェア・ベスト」という)を行動の原点とし、国内外における顧客、地域社会、株主などステークホルダーの信頼を得なければなりません。
- ・私たちは経営理念・行動基準およびオープン・フェア・ベストが当たり前に実行されている企業風土をめざします。

3. ステークホルダーへの責任

- ・ステークホルダーとは、会社をめぐる利害関係者を言います。具体的にはお客さま、従業員、地域社会、株主・投資家などです。私たちはステークホルダーに対して以下のとおり責任を果たします。
- ・会社はお客さまあってのもの、新しい価値の創造によるお客さまの満足度の向上をめざします。
- ・これによって私たちの満足度も増加します。従業員の満足度が満たされないところに良い製品はできないと考えます。
- ・私たちは地域社会の一員でもあり、会社と地域社会との共生が実現されないと会社の存在価値はありません。
- ・これらが実現されることによって株主等の利益の増大も図れ、さらには社会との信頼も一層強化されます。

4. 行動基準と各基本方針

- ・「最高の品質とサービス」に関しては品質基本方針を守り、ISO9000の維持向上に努めます。
- ・「安全優先」および「自然環境保護や省資源」に関しては環境基本方針を守り、ISO14000・OHSMSの維持向上に努めます。
- ・「チャレンジ精神」に関しては変化こそ財産を基本にし、古い慣習を打破し、合理性・スピードを重視し成果を生み出します。また可能性に挑戦する若さと活力をもって行動します。

5. 法と倫理

- ＜一般原則＞
- ・役員および従業員一人ひとりにいたるまで、公私を問わず法令を守るとは当然です。しかし、法を守れば何をしてもよいのではなく、善いこと正しいことを判断できる感性を大事にして行動します。
- ・人種、信条、価値観、人格、性別、宗教、年齢、国籍、出身、身体上のハンディキャップなどの理由で差別をしません。
- ・暴力団・右翼・総会屋等反社会的な勢力との取引や交際は禁止します。
- ・不正なあるいは社会良識に反する個人的な利益や便宜の供与・享受は禁止します。
- ・虚礼を廃止し、過度な贈答接待は禁止します。
- ＜公正・自由な競争＞
- ・取引先(顧客・調達先等)の正当な権利を尊重するとともに、品質・価格・納期・サービス・安定供給・環境・安全などを配慮し、公正で透明性のある自由な競争を行います。
- ・競争を阻害するような生産調整・価格協定等の談合行為はしません。
- ・国際的な平和と安全の維持のため、輸出関連法令を守ります。
- ・他人の権利・財産を不当に利用・侵害しません。特に、

相手先の機密情報を直接・間接的にも不当に入手しません。

＜情報開示・利用・管理＞

- ・社会との対話を大切にし、社会が必要としている情報を適時開示し、社会から信頼される誠実な企業像をめざします。
- ・自社の機密情報を漏洩・利用して自己のため利益を得ることを禁止します。
- ・情報の取り扱いに関して、故障・災害・不正使用・紛失・破壊・盗難・漏洩・妨害行為などに対する安全性を高め、社会に対する信用を確保します。

6. 社会常識との乖離

- ・会社や業界の常識と社会の常識がかけ離れたところには不祥事が発生します。役員および従業員は以下の問いかけをし、社会の常識とずれることのないように注意しなければなりません。
- ・法律に違反していないだろうか
- ・経営理念・行動基準に違反していないだろうか
- ・オープン・フェア・ベストに違反していないだろうか
- ・社会常識や倫理に反していないだろうか(良くないと感じているだろうか)
- ・事実を隠していないだろうか
- ・正々堂々としてできるだろうか
- ・適時適切に社会の要請に応えているだろうか

7. 日東電工グループへの展開

このガイドラインは日東電工グループ会社にも適用します。この場合、企業倫理ヘルプラインはグループ共通のシステムとします。ただし、グループ会社がこのガイドラインに準拠した基準を作成し、企業倫理ヘルプラインを設置した場合は、その会社の基準が適用されます。

コンプライアンス方針

▶ コンプライアンス推進体制を構築

2003年4月、当社グループは、コンプライアンス(法令倫理遵守)の具体的な判断基準として「法令倫理遵守ガイドライン」を制定しました。

当ガイドラインに基づき、当社グループ従業員が法令倫理の範囲に留まらず、広くCSR(Corporate Social Responsibility)の観点から「オープン・フェア・ベスト」に則った行動を示すことで、ステークホルダーからの信頼と期待に応えるよう努めています。



法令倫理遵守ガイドライン
(P.30参照)

▶ 企業倫理ヘルプライン (Business Ethics Help Line) を設置

当社グループでは、「法令倫理遵守ガイドライン」の有効性を高め、自浄作用を促進するために、企業倫理ヘルプライン「BEHL(ベル; Business Ethics Help Line)」を設置しています。従業員の通報・相談相手となる「BEHL」窓口には監査役・社外監査役、顧問弁護士、本社総務担当部長があたります。このヘルプラインは、相談内容の機密保持、相談者への不利益な取り扱い禁止を第一方針に運営されています。

経営理念、行動基準、「オープン・フェア・ベスト」に基づき、法令・倫理や公益に反することについて、どんなことでも相談できる仕組みづくりに努めています。



企業倫理ヘルプライン
パンフレット

▶ コンプライアンス研修

当社グループでは、コンプライアンス研修とリスクマネジメント研修を連動させて、階層別・職能別研修を実施しています。適宜、社内報でもコンプライアンスやリスクマネジメントについてのテーマを取り上げるほか、「法令倫理遵守ガイドライン」をホームページや社内イントラネット上に公開して、従業員の目に触れやすいよう工夫しています。

また、トップ自らが企業の社会的責任について語り続けることで、コンプライアンスの定着を図っています。

▶ 情報公開

当社グループでは、お客様、従業員、地域社会、株主・投資家などのステークホルダーの皆様に対して、経営方針や経営目標、財務データなどの会社情報を、適時、適切に公開しています。そのために、ホームページの活用をはじめ、記者会見、アナリスト向け・投資家向け説明会の開催など、さまざまなメディア・ツールを活用しています。

2003年度はJIRA(日本IR協議会)より、「IR優良企業賞」を受賞しました。



日東電工ホームページ



事業報告書



アニュアルレポート

▶ 公正な取引の状況

当社グループでは、コンプライアンスの実効性を高めるため、個別に反社会的取引防止や安全保障輸出入の社内規程を設け、監査を実施しています。

また、公正な取引の実施に努め、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法などについては、特別に注意喚起を行っています。